

静岡県告示第76号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和6年2月6日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年2月6日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	袋井春野線	袋井市下山梨字鶴田 2012番の1から	前	10.0～10.3	2.5
		袋井市下山梨字鶴田 2012番の7まで	後	10.0～23.5	2.5